

・延長・延期事由の証明者

<p>申請者区分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・休職、病気休暇、産休、育休、介護休暇 ・在外教育施設・外国の教育施設等で教育に従事 ・外国の地方公共団体の機関等に派遣 ・専修免許状を取得するため大学院の課程に在籍 ・教員となった日から有効期間満了の日（又は修了確認期限）までの期間が2年2月未満 ・最新の免許状授与から修了確認期限までの期間が10年未満（旧免許状所持者のみ） ・指導改善研修中 	
<p>教育職員 校長（園長） 副校長 （副園長） 教実習助手 頭 寄宿舎指導員 学校栄養職員 養護職員</p>	<p>公立学校</p>	<p>校長の証明 ※校長本人の場合は任命権者（教育委員会）</p>
	<p>国立学校</p>	<p>校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長</p>
	<p>私立学校</p>	<p>校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長</p>
	<p>協同調理場に勤務する学校栄養職員</p>	<p>場長の証明 ※場長本人の場合は教育委員会</p>
<p>指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者</p>	<p>所属長の証明 ※所属長本人の場合は任命権者</p>	
<p>その他文部科学大臣が定める者</p>	<p>所属長の証明 ※所属長本人場合は任命権者又は雇用者</p>	

※ 休職は、心身の故障若しくは刑事事件に関し、起訴されたことによる休職のみ該当する。その他の理由による休職は該当しない。

※ 病気休暇は、原則として、引き続き、90日以上病気休暇のみ該当する。